

資料3

長崎県国民保護計画(変更案)新旧対照表

修正箇所	新	旧
用語集	<p>■ 指定行政機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。→事態対処法第2条</p>	<p>■ 指定行政機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。→事態対処法第2条</p>
第1編 第4章 9	<p>9 観光</p> <p>本県の平成 24 年の観光統計(1～12月)によれば、観光客延べ数は、年間2,900万人で日帰り客が約1,900万人、宿泊客が約1,000万人となっている。また、観光客実数は約 2,400 万人で、県外客が1,300万人を占めている。</p> <p>外国宿泊客数の実数については、約31,9万人でアジア地域が大部分を占めているほか、アメリカ地域、ヨーロッパ地域からなどもある。</p>	<p>9 観光</p> <p>本県の平成 22 年の観光統計(1～12月)によれば、観光客延べ数は、年間2,900万人で日帰り客が約1,900万人、宿泊客が約1,000万人となっている。また、観光客実数は約 2,300 万人で、県外客が1,300万人を占めている。</p> <p>外国宿泊客数の実数については、約31,9万人でアジア地域が大部分を占めているほか、アメリカ地域、ヨーロッパ地域からなどもある。</p>
第2編 第1章 2-3-(4)	<p>3 他の都道府県との連携</p> <p>(4) 広域緊急援助隊の充実・強化</p> <p>県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるように、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。</p>	<p>3 他の都道府県との連携</p> <p>(4) 広域緊急援助隊の充実・強化</p> <p>県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出動できるように、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。</p>

<p>第2編 第1章 2-3-(6)</p>	<p>3 他の都道府県との連携 (6) 他の県に対する事務の委託</p> <p>長崎県は、隣接県である福岡県、佐賀県及び熊本県等に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要に応じ、調整を図る。</p> <p><u>なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事は、避難先の都道府県に対し、国民保護法13条に基づき、事務委託を行うものとする。</u></p>	<p>3 他の都道府県との連携 (6) 他の県に対する事務の委託</p> <p>長崎県は、隣接県である福岡県、佐賀県及び熊本県等に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要に応じ、調整を図る。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新規挿入)</u></p>
<p>第2編 第1章 3-(1)</p>	<p>(野線内)施設・設備面</p> <p><u>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。</u></p> <p>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）や関連機器装置の二重化等の方法によって障害発生時における情報収集体制を図る。</p>	<p>(野線内)施設・設備面</p> <p style="text-align: right;"><u>(新規挿入)</u></p> <p>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）や関連機器装置の二重化等の方法によって障害発生時における情報収集体制を図る。</p>

<p>第3編 第2章 2- (1)</p>	<p>2 通信の確保</p> <p><u>(1) 非常用情報通信手段の確保</u></p> <p><u>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。</u></p> <p><u>(2) 情報通信手段の確保</u></p> <p>県は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、<small>エルジーワン</small> L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p><u>(3) 情報通信手段の機能確認</u></p> <p>県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。</p>	<p>2 通信の確保</p> <p><u>(新規挿入)</u></p> <p><u>(1) 情報通信手段の確保</u></p> <p>県は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、<small>エルジーワン</small> L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p><u>(2) 情報通信手段の機能確認</u></p> <p>県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。</p>
<p>第3編 第3章 4- (2)</p>	<p>(2) 事務の一部の委託</p> <p>① 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。</p> <p>ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</p> <p>イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項</p>	<p>(2) 事務の一部の委託</p> <p>① 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。</p> <p>ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</p> <p>イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項</p>

	<p><u>なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の安全確保の責務の明確化の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法13条に基づき、事務の委託を行うものとする。</u></p>	<p><u>(新規挿入)</u></p>
<p>第3編 第4章 1-2-(2)</p>	<p>2 市町長の警報伝達の基準</p> <p>(2) 警報の伝達方法については、<u>(削除)</u>現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、<u>全国瞬時警報システム(J-ALER T)を活用し、</u>同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、<u>その他の情報伝達手段も用いて、</u>住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。</p>	<p>2 市町長の警報伝達の基準</p> <p>(2) 警報の伝達方法については、<u>当面の間は、</u>現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、<u>(新規挿入)</u>同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、<u>(新規挿入)</u>住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。</p>
<p>第3編 第4章 2-2-(4)</p>	<p>(4) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整</p> <p>① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。</p> <p><u>なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の安全確保の責務の明確化の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法13条に基づき、事務の委託を行うものとする。</u></p> <p>ア 避難住民数、避難住民の受入予定地域 イ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等</p>	<p>(4) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整</p> <p>① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。</p> <p><u>(新規挿入)</u></p> <p>ア 避難住民数、避難住民の受入予定地域 イ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等</p>

<p>第3編 第4章 2-2-(8)</p>	<p>(8) 避難施設の管理者による施設の開放等</p> <p>避難施設の管理者は、当該避難の指示の通知を受けたときは、速やかに避難施設の開設を行うものとする。</p> <p><u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者などと連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在するものについても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</u></p>	<p>(8) 避難施設の管理者による施設の開放</p> <p>避難施設の管理者は、当該避難の指示の通知を受けたときは、速やかに避難施設の開設を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新規挿入)</u></p>
<p>第3編 第5章 2-(1)</p>	<p>2 関係機関との連携 (危機管理課、新幹線・総合交通対策課、福祉保健課)</p> <p>(1) 国への要請等</p> <p>知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。</p> <p><u>内閣総理大臣</u>から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。</p>	<p>2 関係機関との連携 (危機管理課、新幹線・総合交通対策課、福祉保健課)</p> <p>(1) 国への要請等</p> <p>知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。</p> <p><u>厚生労働大臣</u>から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。</p>
<p>第3編 第5章 3-(1)</p>	<p>3 救援の内容 (危機管理課、生活衛生課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、薬務行政室、農産園芸課、住宅課、建築課、教育庁、警察本部)</p> <p>(1) 救援の基準</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>内閣総理大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p>3 救援の内容 (危機管理課、生活衛生課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、薬務行政室、農産園芸課、住宅課、建築課、教育庁、警察本部)</p> <p>(1) 救援の基準</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>厚生労働大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>

<p>第3編 第7章 2-1-(2)</p>	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処 (危機管理課、生活衛生課、環境政策課、水環境対策課、医療政策課、薬務行政室、水産振興課、水産加工流通室、農産園芸課、畜産課、林政課) (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ② 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者 にその内容を確認するとともに、その旨を<u>原子力規制委員会委員長</u>に通報するとともに、その受信確認を行う。</p> <p>※ 実用発電用原子炉等にあつては、<u>原子力規制委員会委員長</u>（事業所外運搬に起因する場合にあつては、<u>原子力規制委員会委員長</u>及び国土交通大臣）</p>	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処 (危機管理課、生活衛生課、環境政策課、水環境対策課、医療政策課、薬務行政室、水産振興課、水産加工流通室、農産園芸課、畜産課、林政課) (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ② 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者 にその内容を確認するとともに、その旨を<u>次に掲げる指定行政機関の長</u>に通報するとともに、その受信確認を行う。</p> <p>※ 実用発電用原子炉等にあつては、<u>経済産業大臣</u>（事業所外運搬に起因する場合にあつては、<u>経済産業大臣</u>及び国土交通大臣）</p>
<p>第3編 第7章 2-1-(4)</p>	<p>(4) 住民の避難等の措置 ① 知事は、国の対策本部長により警報の発令や<u>次のような</u>避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。 この場合において、<u>知事は</u>、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。 <u>ア 国の対策本部長は、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ、必要があると認められるときには、屋内避難を指示するものとする。</u></p>	<p>(4) 住民の避難等の措置 ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や<u>(新規挿入)</u>避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。 この場合において、<u>(新規挿入)</u>「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。 <u>(新規挿入)</u></p>

	<p><u>イ 国の対策本部長は、緊急時防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という)に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ、必要が認められるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難を指示するものとする。</u></p> <p><u>ウ 国の対策本部長は、UPZに相当する地域外の地域については、武力攻撃事態の推移等に応じ、必要があると認められる場合には、UPZに相当する地域と同等の措置を指示するものとする。</u></p>	
<p>第3編 第7章 2-1-(10)</p>	<p>(9) 要員の安全の確保 (略)</p> <p><u>(10)スクリーニング及び除染の実施</u></p> <p><u>県は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)の定めのとおり行う。</u></p>	<p>(9) 要員の安全の確保 (略)</p> <p><u>(新規挿入)</u></p>